

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄又はア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(ア)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア 欄又はア 欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>チ～ナ (略)</p>

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄若しくは(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ 欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(ア)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) 欄若しくは(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ 欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>チ～ナ (略)</p>

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)		
		ウ 1 芯 式 の も の	(ア)	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額	
		(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額	
			(ウ)	(ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額	

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区 分		単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)		
		ウ 1 芯 式 の も の	(ア)	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額	
				(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金
		(ウ)	(ア)(イ)以外のもの	平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額	
			(ウ)	(ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額	

	エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守 の 区 別 が タイ プ1 -1 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,210円			
			平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,786円			
			平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
			(イ) 保守 の 区 別 が タイ プ1 -2 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに		9,210円	
				平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに		8,786円	
				平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに		(略)	
		(ウ) (ア)(イ) 以外 の も の	平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,486円			
			平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,050円			
			平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
		(4)~(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。 )	(ア) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,995円	—	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,995円						

	エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守 の 区 別 が タイ プ1 -1 の も の	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,360円			
			平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
			(イ) 保守 の 区 別 が タイ プ1 -2 の も の	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに		8,360円	
				平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに		(略)	
				(ウ) (ア)(イ) 以外 の も の	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金		1回線 ごとに	8,611円
			平成25年4月1日 以降に適用する料金		1回線 ごとに		(略)	
		(4)~(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。 )	(ア) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,728円	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,728円				

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	以外のも	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円		
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円		
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円	
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円			
	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円			

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			以外のも	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円		
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	

イ 光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-1のもの	C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,298円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,995円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,010円
		以 外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,422円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,110円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,096円
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,321円

イ 光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-1のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
		以 外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の 区別がタイプ1-	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円

		4を限度とするもの	1のもの	B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018円</u>					
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033円</u>					
			保守の 区別がタイプ1 - 2のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>4,321円</u>					
				B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018円</u>					
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033円</u>					
			以 外のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ごとに</u>	<u>4,446円</u>					
				B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,134円</u>					
				C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,120円</u>					
			(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

		4を限度とするもの	1のもの	B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
				A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,820円</u>	
			保守の 区別がタイプ1 - 2のもの	B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
				A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,930円</u>	
			以 外のもの	B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,116円</u>	
				A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,930円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	7,052 円	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	8,684 円	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,308 円	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,980 円	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,652 円	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,324 円	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,996 円	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,668 円	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	13,340 円	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,012 円	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,684 円	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	15,308 円	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	15,980 円	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	16,652 円	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	9,532 円	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	13,541 円	

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	6,418 円	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	7,903 円	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	8,488 円	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,118 円	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,703 円	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,333 円	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,918 円	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,548 円	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,133 円	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,718 円	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	13,348 円	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	13,933 円	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,563 円	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	15,148 円	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	7,960 円	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	12,230 円	

2 - 1 - 1 - 2 加算料

月額

区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
	(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	179 円		
		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185 円		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		(ア) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	358 円		
		(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370 円		
		(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
ウ 2 芯式のもの		(ア) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	358 円		
		(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370 円		
		(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

2 - 1 - 1 - 2 加算料

月額

区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ウ 2 芯式のもの		(ア) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	354 円	
			(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	— 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	
			— 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	
			— 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	365 円	
	(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	— 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円
				— 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円
				— 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	359 円

(2) (2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	— 保守の区別がタイプ1 - 1のもの		1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円				
			— 保守の区別がタイプ1 - 2のもの		1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円				
			— 以外のもの		1 光信号分岐端末回線ごとに	327 円				
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円			
					B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円			
					C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	339 円			
				協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円
								B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円
								C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	334 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,298 円</u>
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,995 円</u>
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,010 円</u>
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,298 円</u>
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,995 円</u>
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,010 円</u>
		以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>4,422 円</u>

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,846 円</u>
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,055 円</u>
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,846 円</u>
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,055 円</u>
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	<u>3,957 円</u>

			B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,110 円
			C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,096 円
(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,321 円	
		B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,018 円	
		C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,033 円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	A_平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,321 円	
		B_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,018 円	
		C_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,033 円	

			B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,143 円
(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,820 円	
		B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,029 円	
		A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,820 円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,029 円	
		A_平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,820 円	
		B_平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,029 円	

			以 外 の もの	A 平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,446 円	
				B 平成24年4 月1日から 平成25年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,134 円	
				C 平成25年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,120 円	
(3) 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄工欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 固定無線基地局伝 送路の追加に係る加 算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 固定無線基 地局伝送路ご とに	19,277 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 固定無線基 地局伝送路ご とに	19,277 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) ~ (5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

			以 外 の もの	A 平成24年4月 1日から平 成25年3月 31日まで適 用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,930 円	
				B 平成25年4月 1日以降に 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,116 円	
(3) 2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄工欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 固定無線基地局伝 送路の追加に係る加 算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 固定無線基 地局伝送路ご とに	19,009 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 固定無線基 地局伝送路ご とに	19,009 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) ~ (5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

附 則 (平成24年3月29日西相制第142号)  
この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。